

区分	対象となる登記	対象となる法人	担当課
1	社会福祉法第2条第1項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（2の項に規定する登記を除く。） ※当市が所轄する事業に限る。	社会福祉法人	こども未来課 子育て支援課 高齢福祉課 障がい福祉課 介護保険課
2	児童福祉法に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	社会福祉法人 学校法人 公益社団法人及び公益財団法人 宗教法人	こども未来課
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	社会福祉法人 学校法人 公益社団法人及び公益財団法人 宗教法人	こども未来課

(注) 1 「所有権」とは、賃借権を含むものとする。

2 「取得登記」とは、権利の保存、設定又は移転の登記をいう。

3 「土地の権利」とは、土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。